

令和5年3月13日

お客様各位

株式会社 Meat Factory  
代表取締役 北川 美智也



## 国産牛肉における不適正表示に関するお詫び

弊社が販売する国産牛肉の一部について、不適正な表示を行って販売していたことが判明し、農林水産省より(株)Meat Factory に対し、3月10日、勧告・公表が行われました。

お客様には、多大なご心配とご迷惑お掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

概要および再発防止策につきましては下記のとおりでございますが、(株)Meat Factory といたしましては、今回の件を厳粛に受け止め、真摯に反省しております。

### (経緯)

令和4年2月21日から、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法<sup>\*</sup>(平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。)第19条第3項の規定に基づく立入検査が実施されました。

結果については以下のとおりです。

(1) ホルスタイン種について、事実と異なる個体識別番号を表示し、少なくとも令和3年4月12日から令和4年2月28日までの間に、1,061.82kgを小売業者に対し宅配用等として販売したこと。

(2) 松阪牛、神戸ビーフ、近江牛、仙台牛及び宮崎牛について、以前加工したそれぞれの銘柄牛の個体識別番号を表示し、少なくとも令和3年9月2日から令和4年2月26日までの間に、1,492.94kgを通信販売業者に販売したこと。

(3) 熊野牛について、以前加工した熊野牛の個体識別番号を表示し、少なくとも令和4年1月13日から令和4年2月12日までの間に、196.38kgをふるさと納税返礼品取扱業者等に販売したこと。

### (原因)

(1) 北海道産のホルスタイン種を原料牛肉に使用する商品仕様になっていたにも関わらず、他県産のホルスタイン種の原料牛肉が混入してしまった事。

(2) (2)(3)の各種銘柄牛について、当該銘柄牛の原料牛肉を使用していた事は間違いありませんが、製造過程の中で各牛肉別に(製造時)個体識別番号入力の変更を行わなければならないところ、作業効率の円滑化を図るため、その業務(個体識別番号変更)を怠っていたことが原因です。

### (株)Meat Factory としての今後の対策

現在は作業場を分離し、原料牛肉の加工時には、加工担当者がオートパッカーにて作成したプライスラベルを数枚作成し、継承ラベルとして加工から包装までの個体識別番号等の管理を徹底致します。

また、当社における牛肉のトレーサビリティ等について指導を受けた旨を全役員・従業員に対し周知すると共に、食品表示法制度について啓発セミナーを実施致します。

(株)Meat Factory といたしましては、上記の再発防止策の取り組みを風化させることのないよう、新たに品質管理部を設置し、商品の品質及び個体識別番号等の管理体制の強化を図り、その取り組みが成果を挙げているかを常に検証するなど、全力を尽くしてまいります。そして、今後二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいります。

この度はご心配、ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。